

News 01

土地の使い方の ルールの見直しを実施

見直し素案への意見を募集します

人口の動向や社会情勢、市民ニーズの多様化を踏まえて、土地利用計画の全市的なルールの見直しを行い、来年8月ごろに変更します。この見直しの素案に対する意見を募集しますので、ぜひ皆さんの声をお寄せください。

[詳細](#) 都市計画課 ☎211-2506

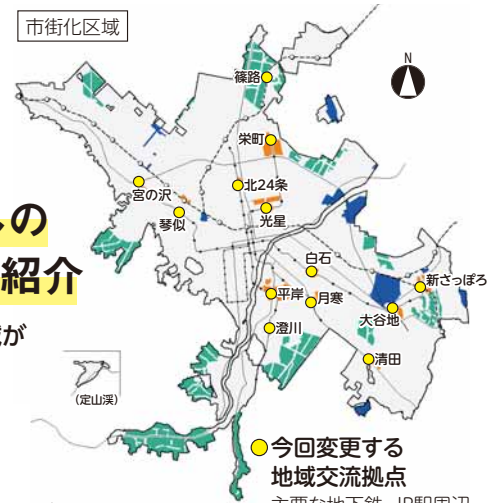
意見の 提出方法

区役所、ホームページなどで配布中の素案をご覧の上、添付の提出用紙を12/28(金)(必着)まで。

札幌 用途地域 見直し 検索

主な見直しの ポイントを紹介

色が塗られた地域が
対象です



地域交流拠点などの 建物用途制限を緩和

地域交流拠点とその周辺の魅力と利便性を高めるために用途制限を変更し、さまざまな建物が建てられるようになります。

郊外住宅地の建ぺい率を緩和

低層住宅主体の地域の建ぺい率(敷地面積に対する建築面積の割合)を40%から50%に変更し、建て替えを促進します。

工業地などの環境を維持するために制限を変更

工業系以外の用途制限を強化し、敷地面積の最低限度を定めるルールを新設するなど、工業に適した環境を整えます。

News 02

区役所などの公共施設 が禁煙になります

1月から市役所や区役所などの喫煙所を撤去

1/1(祝)より、区役所など多くの方が利用する一部の施設の禁煙化を実施します。

市では、望まない受動喫煙をなくすため、7月に公布された「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に先駆けて施設の禁煙化による市民の健康増進に取り組んでいきます。

施設を利用する際には、ご理解とご協力をお願いします。

[詳細](#) 健康企画課 ☎622-5151

1/1(祝)時点での 実施状況はこちら



区分	施設名	一部施設を抜粋
敷地内禁煙* (屋外喫煙所なし)	市役所本庁舎、区役所、区民センター、まちづくりセンター・地区センター(一部を除く)、保健センター、土木センター、保健所、市立札幌病院、市立保育園・幼稚園、小中学校などの学校施設、児童会館、図書館、市立体育館・プールなどの体育施設(屋外施設を含む)、老人福祉センター、円山動物園、青少年科学館、ちえりあ、時計台 など	
屋内禁煙	喫煙所なし	芸術の森(美術館など)、モエレ沼公園(ガラスのピラミッド)、豊平川さけ科学館 など
	喫煙所あり	札幌ドーム、保養センター駒岡 など

*民間施設と併設している場合など、禁煙実施の範囲や時期が異なる場合があります。

その他の施設の実施状況などは、ホームページで随時お知らせしています。

札幌 保健所 たばこ 検索